

桐
密
院

戰時教育令外一件審査報告

昭和二十年五月四日

委員長 清水副議長

委員 南 顧問官

林顧問官

大島顧問官

野村顧問官

奈良顧問官

眞野顧問官

竹越顧問官

戰時教育令外一件審査報告

今回御諮詢ノ戰時教育令及昭和十六年勅令第
千百五十七號中等學校令等ノ特例ニ關スル件
中改正ノ件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ本
月三日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ辯
明ヲ聽キ以テ之が審査ヲ遂ゲタリ

當局大臣ノ説明ニ依レバ政府ニ於テハ客年四
月全國ノ學徒ヲ動員シテ主トシテ軍需増産ニ
從事セシメ越エテ八月學徒勤勞令ノ御制定ヲ
仰ギ戰時ニ緊要ナル諸業務ニ對スル學徒勤勞

動員ノ態制ヲ整備セルガ今ヤ戰局眞ニ危急ト
爲リ獨リ軍需生産ノミナラズ食糧増産防空防
衛重要研究等戰時ニ緊切ナル要務ノ遂行ニ關
シテモ學徒ノ占ムル地位愈々重キヲ加ヘ之ニ
對スル期待亦大ナルモノアリ翻テ思フニ學徒
ニ對スル教育ノ大本ハ既ニ教育ニ關スル勅語
ニ於テ昭示セラルル所ニシテ即チ一旦緩急ア
レバ義勇公ニ奉ズベシトノ聖諭ハ正ニ今日ノ
戰時ニ於ケル教育ノ大方針ヲ闡明セラレタル
モノト拜察ス然ルニ現下ノ戰局ニ對處セシガ

爲ニハ現行教育ニ關スル諸法令ノミヲ以テシ
テハ未ダ十分ナラザルモノアルニ由リ今回政
府ニ於テハ本勅令案二件ヲ立案シ以テ戰時ニ
於ケル教育ノ目標並ニ教職員及學徒ノ使命ヲ
明示スルト共ニ學校教育ノ運営ニ關シ必要ナ
ル措置ヲ講ズルコトトシ茲ニ本案ヲ以テ本院
ノ詢議ニ付セラレタルモノナリ
次ニ本案ノ要旨ヲ説明スレバ左ノ如シ

第一 戰時教育令

(一) 學徒ハ盡忠以テ國運ヲ雙肩ニ擔ヒ戰時ニ

緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ智能ノ鍊磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ(第一)

(二) 教職員ハ率先垂範學徒ト共ニ戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ俱學俱進以テ學徒ノ薰化啓導ノ任ヲ全ウスベシ(第二)

(三) 食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戰時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ爲(イ) 學校毎ニ教職員及學徒ヲ以テ學徒隊ヲ組織シ

地域毎ニ其ノ聯合體ヲ組織スルコトトシ

(ロ) 二以上ノ學徒隊ノ一部又ハ全部が同一

ノ職場ニ於テ挺身スルトキハ原則トシテ

其ノ職場毎ニ學徒隊ヲ組織シ又ハ其ノ聯

合體ヲ組織スルコトトシ而シテ學徒隊及

其ノ聯合體ノ組織編制、教育訓練、指導監督

等ニ付テハ文部大臣之ヲ定ム(第三)

(四) 戰局ノ推移ニ即應スル爲特ニ必要アルト

キハ文部大臣ハ教科目及授業時數ニ付特例ヲ設ケ其ノ他學校教育ノ實施ニ關シ特

別ノ措置ヲ爲スコトヲ得(第四)

(五) 戦時ニ際シ特ニ必要アルトキハ生徒ニシテ徵集召集等ノ事由ニ因リ軍人ト爲リ戦時ニ緊切ナル要務ニ投身シテ死亡シ若ハ傷痍ヲ受ケ又ハ戦時ニ緊要ナル専攻學科ヲ修ムルモノハ正規ノ期間在學セズ又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖之ヲ卒業セシムルコトヲ得(第五)

(六) 朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國並ニ南洋群島ニ於テ本令ヲ施行スル爲ニ必要ナル規定ヲ設

ク(第六)

第二 昭和十六年勅令第千百五十七號中等學校令等ノ特例ニ關スル件中改正ノ件

商船學校及商船專門學校ニ關シテハ標記勅令ニ依リ中等學校令、專門學校令等ニ於ケル文部大臣ノ職務ハ運輸通信大臣之ヲ行フ旨定ムルヲ以テ前記ノ戦時教育令ニ關シテモ同様ノ措置ヲ執ランガ爲本件ヲ以テ標記勅令中ニ所要ノ改正ヲ施サントスルモノナリ按ズルニ本案ノ二件ハ現戦局下ニ於ケル生徒

及教職員ノ本分ヲ闡明シ竝ニ各學校令ノ規定ニ對シ現下ノ事態ニ即應スル特則ヲ設ケントスルモノニシテ別ニ支障ノ虞ナキモノト認ム仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ二件ハ孰レモ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和二十年五月四日

審査委員長

樞密院副議長

清水

澄

審査委員

樞密顧問官

南

弘

樞密顧問官男爵奈良

武次

樞密顧問官

林

賴三郎

樞密顧問官

深井

英五

(病氣閣下ノ爲
決議ニ與ラズ)

樞密顧問官

眞野

文二

樞密顧問官

大島

健一

樞密顧問官

竹越

與三郎

樞密顧問官

野村

吉三郎

樞密院議長男爵平沼騏一郎殿

昭和二十年五月

日立案

書記官長



主筆

書記官



書記官



大藏省官制中改正ノ件審査報告

(別紙ノ通り)